

新温泉町望ましい教育環境整備検討委員会委員公募要領

1 趣旨

この要領は、新温泉町審議会等の委員公募に関する要綱第13条の規定に基づき、新温泉町望ましい教育環境整備検討委員会設置要綱第3条第2項第6号に規定する公募委員（以下「委員」という。）の公募方法及び選考方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 応募資格

応募の資格は次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日現在において、町内に住所を有する満18歳以上の者
- (2) 応募日現在において、本町の審議会等の委員を3つ以上兼ねていない者
- (3) 応募日現在において、本町の議会議員及び町職員でない者
- (4) 平日の日中に年間数回程度、開催する委員会等に参加できる者
- (5) 新温泉町立学校園の望ましい教育環境整備について関心を持つ者

3 募集人数

公募により選任する委員は2人とする。

4 委員の任期

委嘱の日から令和10年3月31日まで

5 委員の公募方法

- (1) 委員の公募に当たっては、町の広報紙及びホームページを活用し、周知を行うとともに、こども教育課に公募要領及び別紙の申込書を備え付けるものとする。
- (2) 申込書は、こども教育課に持参、郵便又は電子メールにより提出するものとし、電話による申込みは受け付けないものとする。
- (3) 提出された申込書は返還しないものとする。

6 募集期間

令和8年5月14日（木）から令和8年6月5日（金）までとする。

7 選考委員会の設置

- (1) 委員の選考に当たっては、新温泉町望ましい教育環境整備検討委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 選考委員会は、次の職にある者をもって組織する。
 - ① 教育長
 - ② こども教育課長
 - ③ こども教育課参事
 - ④ 生涯教育課長
 - ⑤ 校長会代表校長
- (3) 選考委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。
- (4) 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。
- (5) 選考委員会の会議は、委員長が招集する。
- (6) 選考委員会は、選考委員会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(7) 議事は、出席した選考委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(8) 選考委員会の庶務は、こども教育課が行う。

8 公募委員の選考

(1) 選考委員会は、提出された申込書を審査して委員を選考する。

(2) 委員の選考基準は次のとおりとする。

① 新温泉町立学校園の望ましい教育環境整備（地域課題を踏まえた学校園の役割、環境、学校園規模等）に関心があり、社会状況や本町の状況など基本的な知識を有していること。

② 目標設定が明確であり、内容が具体的であること。

③ 町民の立場から建設的な意見を述べるができること。

9 選考結果

(1) 選考委員会の委員長は、選考結果を教育委員会に報告するものとする。

(2) 選考結果については、速やかに応募者に通知するものとする。

10 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。